

## 食料・農業・農村政策審議会議事規則

## (総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

## (会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

## (議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は非公開とし、会議の運営に支障がないと認める範囲内で、議事録を一般の閲覧に供するものとする。

## (臨時委員)

第四条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べ  
るものとする。

(専門委員)

第五条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べ  
るものとする。

(意見の陳述)

第六条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めら  
ることができる。

(分科会及び部会)

第七条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規  
定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科  
会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第八条 分科会（総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会及び主要食糧分科会）の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当該分科会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

（小委員会）

第九条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

（委任規定）

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。